

## 群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について

### 1 概要

長時間勤務是正のための措置として「労働基準法(以下、「労基法」という。)」が改正されたことにより、時間外勤務の上限時間を定めること、育児に係る両立支援制度の見直しが行われたことを踏まえ、看護休暇の対象を見直すこと等、所要の改正を行う。

### 2 改正内容

#### (1) 時間外勤務を行う際の上限時間の規定 (新規)

区 分		時間外勤務の上限
①	・ 原 則	・ 月45時間以下 ・ 年360時間以下
②	・ 業務量の大幅な増加等に伴い、臨時的に原則の限度時間を超えて勤務する必要がある場合	・ 月100時間未満 ・ 2～6ヶ月平均で80時間以下 ・ 年720時間以下(月45時間超は年6回まで)
③	・ 非常災害対応等、規則で定める業務に限り、上記上限を超える時間外勤務命令が可能	

#### (2) 看護休暇の対象となる子の範囲拡大

現 行	改 正 後
小学校就学の始期から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 (「小学生又は中学生の子」という。)	小学校就学の始期から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 (「就学前の子以外の子」という。)

### 3 施行期日

平成31年4月1日